

水道料金・下水道使用料の減免について

明石市では、65歳以上のひとり暮らしで、次の全ての要件を満たしている方について、水道料金・下水道使用料を減免する取扱いをしています。

● 要件

- ・ 4月1日現在で65歳に達している方
- ・ 明石市で住民登録をしており、かつ市内におひとりで居住されている方 ※世帯分離(同住所別世帯も含む)または常時居住している家屋に同居者のいる方は対象外です。
- ・ 一定の所得額未満の方
(前年度所得を基準に老齢福祉年金支給限度額未満の方)
- ・ 生活保護、もしくは中国残留邦人等の支援給付を受けていない方

● 減免する額

水道料金・下水道使用料の基本料金の半額

● 減免する期間

減免が決定された日以降の調定分から、資格喪失日まで



ご注意

- 1 「申請者の住所・氏名」と「水道使用場所・名義人」が異なるときは減免を受けることができません。
- 2 市内転居した場合や、閉栓していて再び水道の使用を開始する場合は再度申請が必要です。
- 3 減免の適用は、おひとりにつき一水栓(散水栓は含まない)のみです。
- 4 要件に変更が生じた場合は、水道料金お客様センターへご連絡ください。

申請書の書き方（記入例）

明石市長様
明石市公営企業管理者様

		申請年月日 令和 ●年 ■月 ▲日	
申請者 (水道名義人)	住所	明石市 ○○1丁目2番3号 マンション△△ 123号	
	ふりがな	すいどう たろう	
	氏名	水道太郎	
	電話番号	078 - ××× - □□□□	
	生年月日	【明・大・昭・西暦】 ○○年 ○○月 ○○日	
	水道番号	○	○
緊急連絡先	氏名	明石花子	続柄 子
	電話番号 (緊急時)	090 - ●●●● - ××××	

太枠の中のみ、黒ペンまたはボールペンでご記入ください。

水道番号は、「ご使用水量等のお知らせ」もしくは「水道料金の領収書」を見てご記入ください。

緊急連絡先は、宅内の配管、給湯器等が破損し漏水した場合、ご連絡しますのでご記入ください。

申請のとき必要なもの

- 1 前住所地での所得証明書
(申請する年の1月1日以降に転入してこられた方のみ必要)

減免する方法

- 1 水道料金・下水道使用料から減免する額を差し引いて請求します。
- 2 共同で水道を使用されている方は、後日お返しする方法をとらせていただきます。

お問い合わせ

〒673-8686 明石市中崎1丁目5番1号 明石市役所
明石市水道料金お客様センター ☎078 (915) 0270

〒674-0063 明石市大久保町八木742 大久保浄化センター
都市局下水道室下水道総務課 ☎078 (934) 9621

受付No.

水道料金・下水道使用料 減免申請書

明 石 市 長 様
明石市公営企業管理者 様

		申請年月日	令和	年	月	日
申請者 (水道名義人)	住所	明石市				
	ふりがな					
	氏名					
	電話番号					
	生年月日	【明・大・昭・西暦】		年	月	日
	水道番号				—	
緊急連絡先	氏名					続柄
	電話番号 (緊急時)					

65歳以上でひとり暮らしのため、明石市水道条例第41条・明石市下水道条例第25条の規定により、水道料金・下水道使用料の減免を申請します。

なお、当該事務に係る減免要件等の確認にあたり、必要な範囲において市が管理する私の個人情報の収集について同意します。

※事務処理欄

上記のとおり申請があり、要件を満たしていると確認しましたので、認定してよろしいか。		課長	係長	係	
認定年月日					
【要件確認】 <input type="checkbox"/> 住民登録 <input type="checkbox"/> 所得基準 <input type="checkbox"/> 受給確認 <input type="checkbox"/> その他 ()		検針月	(奇 ・ 偶)		
		下水道	(有 ・ 無)		
住民コード		備考			
受付方法	<input type="checkbox"/> 窓口 【 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> その他 ()】 <input type="checkbox"/> 郵便 <input type="checkbox"/> 庁内便 () <input type="checkbox"/> その他 ()	受付者	受付日付印		